

負担割合	所得区分		自己負担限度額（月額）		申請手続き
			個人ごと（外来のみ）	世帯ごと（外来+入院）	
3割	現役並み所得者	Ⅲ	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 〔多数回該当140,100円〕（注1）		（不要）
		Ⅱ	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 〔多数回該当93,000円〕（注1）		必要
		Ⅰ	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 〔多数回該当44,400円〕（注1）		必要
2割	一般	Ⅱ	18,000円 または <u>6,000円+（総医療費30,000円）×10%の低い金額を適用</u> 【年間上限144,000円】	57,600円 【多数回該当44,400円】（注1）	（不要）
1割	一般	Ⅰ	18,000円 【年間上限144,000円】		（不要）
	低所得	Ⅱ		24,600円	必要
		Ⅰ	8,000円		15,000円

（注1）過去12カ月以内に世帯ごとの限度額を超え、高額療養費の支給が3回以上ある場合には、4回目以降から〔 〕内の金額となります。

現役並み所得者Ⅲ 住民税課税所得690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方

現役並み所得者Ⅱ 住民税課税所得380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方

現役並み所得者Ⅰ 住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方

一般Ⅱ 住民税課税所得28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方

一般Ⅰ 負担割合が1割で低所得者以外の方

低所得Ⅱ 世帯全員が住民税非課税である方

低所得Ⅰ 世帯全員が住民税非課税であって、かつ各所得（公的年金等控除額は80万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算）が0円の方